

(案)

令和3年度 過疎地域持続的発展優良事例表彰実施要領

第1 趣旨

今日、過疎地域では、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。一方で、過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。

こうした中で、過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

このため、地域の持続的発展と風格の醸成を目指し、過疎地域において課題の解決に取り組み、創意工夫が図られている優良事例（以下「過疎地域持続的発展優良事例」という。）について表彰を行い、過疎地域の持続的発展に資するものとする。

第2 実施主体

総務省

第3 優良事例の選定

1 選定対象

(1) 過疎地域市町村（市町村の一部の区域が過疎地域とみなされている場合における当該市町村を含む。以下同じ。）又は構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等（以下「過疎地域市町村等」という。）。

(2) 過疎地域内の個人又は団体

2 都道府県の推薦

都道府県は、当該都道府県内における過疎地域の持続的発展に資する事例について、4の審査基準に該当するものであって優良と認められるものを、推薦調書により総務大臣に推薦することができる。

3 審査及び選定

(1) 2により推薦された事例について、過疎地域持続的発展優良事例表彰委員

会（以下「委員会」という。）が4の審査基準に基づき、書類審査及び必要に応じて現地調査その他の確認調査を行い、優良事例を選定する。

(2) 委員会は、過疎問題に関し学識経験のある者をもって構成する。

(3) 委員会に、委員長を置くこととし、総務省大臣官房地域力創造審議官が予め指名する。

4 審査基準

(1) 地域の持続的発展と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化について、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしいこと。

(2) 自主的、主体的な取組みにより実施されていること。

(3) 地域の特性を活かした創意工夫がなされ、地域の個性を確立し、その魅力を一層高めるものであること。

(4) 過疎地域市町村等を選定対象とする場合にあっては、住民の意向が反映されるとともに、住民の積極的参加が確保されたものであること。また、過疎地域内の個人又は団体を選定対象とする場合にあっては、市町村との連携のもとに実施されているものであること。

(5) 相当期間活動が継続し、その効果や実績が既に定着していると考えられるもの、又は活動が新鮮で先駆的であり、将来的な効果、実績が一層期待されるものであること。

第4 表彰

(1) 表彰は、数事例程度について行う。

(2) 優良事例については、総務大臣が表彰状を授与する。

第5 優良事例集の作成及び頒布

表彰された事例について優良事例集を作成し、関係機関等に頒布する。

第6 庶務

委員会の庶務は、総務省自治行政局過疎対策室において行う。

第7 その他

その他この表彰制度に関し必要な事項は、別に総務省大臣官房地域力創造審議官が定める。